

ジャパנקリーン産業廃棄物最終処分場（安定・管理型）併設事業に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と株式会社ジャパנקリーン（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第19条の規定に基づき、平成22年12月21日に締結したジャパנקリーン産業廃棄物最終処分場（安定・管理型）併設事業に関する協定書（以下「協定」という。）、平成29年5月15日に締結したジャパנקリーン産業廃棄物最終処分場（安定・管理型）併設事業に関する変更協定書（以下「第1回変更協定」という。）のうち、協定第3条に規定する事業計画を変更することについて、協定第8条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第3条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年2月9日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

代表者 市長

郡 和



乙 仙台市青葉区中央三丁目2番1号

株式会社ジャパנקリーン

代表取締役 杉澤 養

